年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、居住していたA町から昭和 46 年度の国民年金保険料が未納となっているので支払ってほしいと言われたため、昭和 47 年の暑い時期にベビーカーを押して同町役場に保険料を納めに行った記憶があります。申立期間の保険料を納付したことは明確に覚えていますので、国民年金の納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金納付期間(強制加入期間)の保険料をすべて納付しており、申立期間も12か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和52年4月から54年3月までの期間及び54年10月から61年3月までの期間は、任意加入して国民年金保険料を納付しているなど、納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 47 年の暑い時期に同年1月に誕生した長女をベビーカーに乗せてA町役場に保険料納付に出向いたことを具体的に記憶している。

加えて、申立人は、申立期間以降に6回転居をしているが、いずれも適切に国民年金の加入手続をして保険料を納付していることから、申立期間について未納の連絡を受けながら未納のままにしていることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年11月まで

昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和 31 年にA事務所に就職したが、同事務所が厚生年金保険に加入していなかったため、36 年4月の国民年金制度の発足に伴い、国民年金に加入し保険料を納付しました。その後、同事務所が 37 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所となったため、厚生年金保険に加入しました。申立期間の保険料を納付していたことは間違いないので、国民年金の納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金納付期間(強制加入期間)の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 52 年 1 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 11 年 3 月から 14 年 9 月までの期間は、任意加入して付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立人は、厚生年金保険に加入していた昭和38年11月に同年4月から11月までの国民年金保険料を誤って一括納付している。この一括納付時に未納があれば、古い未納分から順次納めることから、申立期間を含め昭和37年度以前の国民年金保険料には未納が無かった可能性がある。

加えて、申立人は、昭和38年11月に再交付を受ける前に所持していた 当初の国民年金手帳には、保険料を納めていたことを示す印紙が貼ってあ ったことを記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、 申立期間については加入及び納付事実が確認できなかったとの回答をも らった。

しかし、申立期間については割賦で納付した記憶があり、当時同居していた姉は 20 歳から国民年金保険料が納付済みとなっていることから、私がそうでないのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付している。しかも、申立期間当時申立人と同居していた姉は、20歳から国民年金に加入し国民年金保険料を完納しているほか、同じく同居していた両親についても、昭和36年度の国民年金制度発足時から60歳に達するまで、いずれも国民年金保険料を完納しており、申立人を含めその家族の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 59 年 4月1日となっていて、申立期間は国民年金に未加入の期間となっているが、当時申立人が働いていた事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことや大学生等の任意加入対象者でもなかったことから、申立人は 20 歳到達日から強制加入対象者として国民年金被保険者資格を取得していたものと考えられ、国民年金保険料の納付書は発行されていた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年4月まで

申立期間の保険料は、夫の分と一緒に納付しており、夫の分は納付済 みになっているのに私の分が未納とのことで、大変不満に思っている。

当時、保険料は、夫と二人で住んでいたアパートの大家さんが集金に 来てくれて納めていたと記憶している。

国民年金への加入手続についてはよく覚えていないが、その当時は手帳も受け取っていなかったと思う。

また、火事ですべて燃えてしまったので、古い手帳は持っておらず、 現在は再発行してもらったものを持っている。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人の国民年金の資格喪失日及び申立人の夫の強制加入から任意加入への資格変更日はいずれも昭和40年1月29日となっているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得日は同年5月1日であり、雇用保険も同日に取得されていることが確認できる。したがって、申立人の国民年金の資格喪失日及び申立人の夫の強制加入から任意加入への資格変更日は、いずれも同年5月1日であるはずであり、これが同年1月29日となっているのは不自然である。

また、上記名簿には、申立人の国民年金の資格喪失日の誤りが認識されていたことをうかがわせる記載があることから、A市から申立期間の納付書が発行されていた可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金の資格を再取得した後の昭和40年11月6

日に、38年10月から39年12月までの保険料を過年度納付していることから、その直後である申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

加えて、申立期間は、4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月12日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社における資格の取得日に係る記録を20年11月12日に、資格の喪失日に係る記録を22年6月1日に訂正し、申立期間のうち、20年11月から21年3月までの標準報酬月額を200円、同年4月から22年5月までの標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 12 日から 25 年 4 月 30 日まで 昭和 18 年 4 月から 20 年 9 月まで A 社に勤務していたが、終戦のためいったん地元に戻り、その後、同年 11 月から改めて同社に再就職し、25 年 4 月ごろまで勤務した。

同様に勤務した同年代、同郷の同僚の記録はあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の職員名簿及び厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が同社において申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 12 日から 22 年 5 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人の同郷の上司及び元同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、上司は死亡して証言が得られないが元同僚は、「申立人は年齢も同じで、かつ、同郷でもありよく覚えている。寮も一緒で給料は同じだった。社員の中で扱いが違うという話は聞いたことも無く、生活も一緒なので待遇等が違っていれば記憶があるはずだ。自分の記録があるのに申立

人の記録が無いのは考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 20 年 11 月から 21 年 3 月までは 200 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 300 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 11 月から 22 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 25 年 4 月 30 日までの期間については、A 社保管の職員名簿及び厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

また、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、C社D支店。)における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで C社に勤務した昭和22年11月から59年3月までの厚生年金保険の 加入期間について、照会申出書を提出したところ、23年10月から同年 11月までの期間が未加入になっている旨の回答がありました。

私は、昭和22年11月にC社の前身であるA社に入社し、厚生年金保険に加入して以来、退職により59年4月1日に資格を喪失するまで、一貫して同社に在籍し、毎月給与から厚生年金保険料を差し引かれていました。申立期間も、保険料を天引きされていたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答書及び職員名簿並びに申立人が所持する職員カードから判断すると、申立人がA社B支店に昭和23年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年12月の社会保険 事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と 届出を行うべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認め ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月及び同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告 知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保 険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付 する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、A事業所の事業主は、申立人が昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36 年 5 月 15 日に資格を喪失した旨の届出を、B事業所の事業主は、同年 6 月 1 日に資格を取得し、同年 8 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を、C事業所の事業主は、同年 9 月 2 日に資格を取得し、37 年 1 月 11 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年10月から36年4月までの期間は1万円、同年6月から同年7月までの期間は1万円、同年9月から同年12月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から39年まで

② 昭和61年8月から62年9月まで

昭和35年10月ごろからD地区にあった店舗Eに住み込みで勤務していた。事業主はF氏といいます。同時にG地区にあった店舗Hでも勤務しました。店舗Eは兄が経営し、店舗Hは弟が経営していました。どちらの店の職員もD地区の寮で寝泊まりしていました。当時私は20歳ぐらいで2年から3年働きました。

昭和 61 年ごろから 62 年 11 月ごろまで I 地区の店舗 J で勤務しました。

以上の期間を厚生年金保険加入期間として認めて、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したと主張する、店舗Eに照会した結果、申立人が掛け持ち勤務していた店舗HはA事業所が経営主体であることが判明し、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、昭和35年10月1日から36年5月15日までの期間に

おいて、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の者の厚 生年金保険の加入記録が確認できた。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、昭和36年6月1日から同年8月30日までの期間において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の者の厚生年金保険の加入記録が確認できた。

申立人にB事業所について確認した結果、「アシスタントとしてB事業 所で勤務した記憶がある。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、昭和36年9月2日から37年1月11日までの期間において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の者の厚生年金保険の加入記録が確認できた。

申立人にC事業所について確認した結果、「C事業所が経営する店舗 『K』で働いた記憶がある。」と供述しており、C事業所に照会したところ、「『K』という店舗を経営していた。」との回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人についてA事業所の事業主は、昭和35年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年5月15日に資格を喪失した旨の届出を、B事業所の事業主は、同年6月1日に資格を取得し、同年8月30日に資格を喪失した旨の届出を、C事業所の事業主は、同年9月2日に資格を取得し、37年1月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録により、昭和35年10月から36年4月までの期間は1万円、同年6月から同年7月までの期間は1万円、同年9月から同年12月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、社会保険事務局が保管する事業所記号払出簿を調査するも、申立人が勤務したとする店舗J名の事業所は見当たらない。

また、申立人が店舗 J を経営していたとする L 事業所に該当すると推察 される 2 事業所の社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険 者名簿を調査するも、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和50年12月から平成元年3月まで国民年金の被保険者であり、社会保険事務所及びM市の記録には、当該期間に厚生年金保険への加入により国民年金の被保険者資格が取消された記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和25年5月30日に、申立期間②については申立人の同社C支店における資格取得日に係る記録を27年5月20日に、申立期間③については申立人の同社C支店における資格取得日に係る記録を29年1月7日にそれぞれ訂正し、申立期間①、②及び③の標準報酬月額を、それぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月30日から同年7月11日まで

② 昭和27年5月20日から同年6月1日まで

③ 昭和29年1月7日から同年2月1日まで

私は、昭和21年7月から定年になる55年7月までA社に正社員として継続して勤務していましたが、厚生年金保険の加入期間について、空白の期間があるのが分かりました。当時、私が給与の計算をしておりましたので厚生年金保険料が引かれていたことは間違いありません。

申立期間に転勤がありましたが、継続して勤務しており、空白期間があることについては納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「在職期間及び経歴に関する人事記録」から判断すると、申立人が当該事業所に昭和 21 年7月1日から55年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間①は、A社B出張所における

昭和 25 年 7 月の社会保険事務所の記録から、申立期間②及び③は、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、いずれも 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年8月31日まで

② 昭和20年8月31日から23年7月ごろまで

申立期間①について脱退手当金を受給した覚えは無い。

また、退職日は昭和 23 年7月ごろだったと思うので申立期間②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 後、再度被保険者資格を取得することなく1年を経過しなければ、脱退手 当金の支給を受けることはできないとされていた。

ところが、申立てに係る脱退手当金は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和20年8月31日から1年を経過していない21年8月22日に支給されたと記録されていて、上記の支給要件を満たしておらず、当該脱退手当金が支給されたとする記録自体に疑義がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料の控除の有無に関する申立人の記憶は明確でない。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連

資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (マイクロフィルム) によれば、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金 保険の被保険者の資格を取得し、20 年 8 月 31 日に資格を喪失したことが確認できる上、申立期間について健康保険証の整理番号に欠番は無く、その中に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に一緒に勤務していたと記憶している同僚を含む多数の従業員が申立人と同日である昭和20年8月31日に資格を喪失していることが確認できることから、当該事業所が終戦に伴い申立人を含む従業員の被保険者資格を喪失させたものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料納付記録について 社会保険事務所に照会したところ、保険料の納付事実が確認できないと の回答があった。

昭和 57 年にA社を退職してから約2年後に、国民皆保険義務化の説明書と一緒に、未納期間を一括納付することで将来の年金を満額受給できると書類でB市役所から勧められたので、60 年4月 16 日と 62 年に国民年金保険料を一括して過年度納付した。

確定申告書の控えを提出するので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和57年から63年までの分の確定申告書控えに記載されている国民年金保険料の金額は、申立人及びその妻が同期間の社会保険庁の納付記録どおりに保険料を納付した場合の金額と一致する上、申立人は、国民年金保険料として確定申告した金額以外は納付していないとしていることから、仮に、申立期間の保険料を納付したとすると、ほかの期間の保険料が不足し金額も一致しない矛盾があるため、申立人が提出した確定申告書控えでは、申立期間の保険料を納付したことまでは確認できない。

また、申立人は、昭和 60 年4月ごろに国民年金加入手続をしたと申し立てているが、B市が保管している国民年金被保険者名簿の資格取得届出年月日は61年12月1日であることが確認できる上、同名簿の「取得年月日」及び申立人が所持している年金手帳の国民年金欄の「はじめて被保険者となった日」は61年4月1日と記録されており、社会保険庁の記録と

一致する。

さらに、申立人がA社を退職した昭和 57 年7月時点で厚生年金保険の加入期間が 255 月となり、年金受給要件である 20 年以上の被保険者期間を満たしていたことから、申立人が国民年金の加入手続をして過年度分の保険料を一括納付したとする 60 年4月ごろは任意加入期間であったため、さかのぼっての加入や過年度納付はできない期間であった。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿等)は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は昭和53年4月から54年3月までA法人の研究員として月々助成金を支給されていた。それ以前は大学院生だったため、親の被扶養者として税金、保険料等を自ら支払うことはなかった。しかし、研究員として毎月助成金を受けると同時に、国民健康保険料を始め、種々の保険料や税金を支払った。

申立期間は誰の扶養にもなっておらず国民年金に加入し保険料を納付 していたので、私の加入記録が無いことについては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は大学院を修了した昭和 53 年4月にC市で国民年金に加入し、自ら保険料を納付したとしているが、加入手続時の状況、年金手帳の交付や保険料の納付についての記憶が不明確である。

さらに、申立人は昭和 54 年 4 月に D市で転入手続をした際、「国民年金等の住所変更の手続はしなかった。」と主張しているが、D市では「前住所地で国民年金に加入していたのであれば、転出証明書に国民年金手帳記号番号が記載されているので、転入時にそのままになることはなく、D市から国民年金保険料納付書を発行する。」と回答があったが、申立人はD市から納付書が送付されたことについての「記憶が無い。」としており、D市においても申立人の加入記録は確認することができなかった。

加えて、申立人は、昭和 55 年 6 月に共済組合に加入した際の、国民年 金資格喪失の手続についての記憶が不明確であり、社会保険庁の記録を確 認しても、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 12 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで

② 昭和56年4月から60年3月まで

③ 昭和62年12月から63年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、 申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。 しかし、サラリーマンの妻であっても年金に加入しなければならない

とのことで、昭和51年7月から国民年金に加入し、納付していた。

手続等はA市役所B支所にて行い、当初は同支所に持参して納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人が夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立期間を含む申立人のすべての未納期間については、夫も未納となっていることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 58 年 10 月までの期間及び 59 年9月から 61 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から58年10月まで

② 昭和59年9月から61年3月まで

申立期間の国民年金への加入手続は、私がA町(現在は、B町。)役場の窓口で行った。

保険料は、夫の口座から自動引落により納めていた。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は昭和46年11月26日に強制により資格を取得し、48年7月1日に資格喪失した後は、61年4月1日に第3号被保険者として資格を再取得していることが確認できる。

また、上記オンライン記録によれば、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、申立人の国民年金への加入は任意となるところ、申立人は、A町役場の窓口で加入手続を2回(昭和 51 年4月及び 59 年9月)行ったと主張しているのであるが、申立人が加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、A町がその加入手続を2回とも失念するとは考え難いことから、申立期間はいずれも未加入期間であり保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から47年7月まで

私が学生だった期間と、卒業後に勤務した会社が厚生年金保険の適用 事業所でなかった期間は、母親が国民年金の加入手続や保険料納付をしてくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A町が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立 人が最初に国民年金に加入したのは、昭和 47 年8月1日の任意加入であ ることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、別の国民年 金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び納付を行ったとする母は既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月25日から32年5月10日ま

で

② 昭和33年12月26日から34年3月24日ま

で

- ③ 昭和39年3月14日から同年4月30日まで
- ④ 昭和39年5月1日から同年8月24日まで
- ⑤ 昭和39年8月29日から同年11月30日まで
- ⑥ 昭和 42 年 12 月 26 日から 43 年 4 月 6 日まで

私は、A氏の所有する船舶Bや船舶Cと、D社が所有する船舶Eに乗船してきた。漁を終えてからその都度清算された給与が支給され、保険料が控除されていた。船員手帳に雇入れ、雇止めの記録があるのに船員保険の加入記録が無いことに納得できない。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間に係る雇入れ及び雇止めが記録された 船員手帳を所持していないことに加え、申立人が乗船したとする船舶Bは、 社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿における船長等の「葬祭 料」という記録及び告示から、申立期間が含まれる期間に沈没していたこ とがうかがえる。

申立期間②から⑤までについては、申立人が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの公認印が押されており、申立てどおり船舶所有者の船に乗っていたと考えられるが、申立てに係る事業所は既に廃業している上、当該船舶所有者の孫は、漁業関連資料は焼失したと話しており、給与から保険

料が控除されたことについて確認することができない。

また、申立人は同僚の名前の記憶が無く、同僚の証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、確定申告書等の資料も無く、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿においても申立期間に係る申立人の氏名は見当たらず、被保険者証の整理番号に欠番は無い。

申立期間⑥については、申立人が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの公認印が押されており、申立てどおり船舶所有者の船に乗っていたと考えられるが、D社が加入していたF漁業協同組合に照会したところ、当該組合が保管する申立てに係る事業所の船員名簿及び船舶Eの被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらないと回答している。

また、船員保険の加入については、当該組合の船員保険担当者は、「当時臨時雇用の場合には、船員保険に加入はしなかったようだ。」と回答している。

さらに、船舶Eを所有していたD社は既に廃業していることから、人事 記録等を得ることができず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間に、申立てに係る事業所で事務を担当していた者からは、「申立人を知らないし、船員保険の加入手続等の詳しいことについては分からない。」旨の回答があった。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書、確定申告書等の資料は無く、 社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿においても申立期間に係 る申立人の氏名は見当たらず、被保険者証の整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は、申立期間②から⑥までについて、船員手帳に記載された雇入れ及び雇止めの期日をもって船員保険加入期間として認めてほしい旨申し立てているが、平成16年12月8日付け国土交通省海事局船員労働環境課長通知により、17年1月4日以降は雇入手続時に船員保険の加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れができない取扱いとなったものの、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件となっていなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として全ての 申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月5日から61年8月27日まで

② 昭和61年9月10日から63年11月27日ま

で

昭和56年4月5日から61年8月27日まではA社で、同年9月10日から63年11月27日まではB社(後に、C社に変更。)で働いていたが、社会保険事務所に照会したところ、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていないとの回答を得た。

両事業所では、正社員として保険料も給与から控除されていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を 確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社とB社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録も無い。

さらに、申立人は、A社とB社の給与は 27 万円ぐらい、保険料は 1,300 円と 1,800 円ぐらいだったとしているが、この給与を基にした申立 期間当時の厚生年金保険料(1万4,300 円~1万6,700 円程度)と金額が 大幅に異なる。

申立期間①について、当該事業所の事業主は既に亡くなっているが、役員(事業主の妻)は、「会社は厚生年金保険に加入しておらず、主人(事業主)と私も国民年金に加入していた。」旨の証言をしており、社会保険庁の記録でも、申立期間当時、当該役員二人は国民年金に加入している。

また、当該事業所は、商業登記簿上は存在しているものの、既に閉鎖し

て実在しないため、申立期間当時の資料は保存されていない。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚等とする者については、同姓同名者が多数存在し、かつ、生年月日が不明確なことから社会保険庁の記録では特定できないため、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間のうちのほとんどの期間は国民年金に加入し、保険料は未納となっている。

申立期間②について、当該事業所の元事業主は既に亡くなっているが、 元役員(元事業主の妻)は、「会社は厚生年金保険の適用を受けていなかった。」としており、社会保険庁の記録でも、申立期間当時、当該役員二 人は未加入となっている。

また、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の資料は保存されていない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等を記憶していないため、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて国民年金に加入し、申立期間のうちの過半は保険料が申請免除、残りの期間は未納となっている。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月17日から47年4月6日まで

A社所有の船舶Bに乗船した船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、上記期間において当該船舶は適用事業所となっていないため、加入期間は無いとの回答を得た。琉球政府発行の船員手帳に記載されてあるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳から、申立人が申立期間において、A社が所有する船舶に乗船していたことは確認できる。

また、申立期間当時、申立人が勤務していたA社が所在した沖縄には、 船員保険の制度は存在せず、船員として船舶所有者に使用される者は、琉 球政府施行の厚生年金保険法の適用を受け、厚生年金保険の被保険者とな ることが可能とされていたものであり、申立期間当時、当該事業所は厚生 年金保険適用事業所となっていたことが確認できる。しかし、社会保険事 務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は 無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は昭和 52 年 9 月 1 日に事業を廃止しており、事業 主照会においても関連資料が無く、厚生年金保険料控除を確認することが できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していないため証言を得ることができず、申立期間における厚生年金保険料の控除を推認できる周

辺事情が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から44年3月26日まで

昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 3 月 26 日まで A 社に勤務していましたが、祖母の看病のために退職手続せずに帰郷しました。先般年金加入記録が届いたので内容を確認したところ、当該期間について、脱退手当金支給となっており、帰郷していた 47 年 7 月に 1 万 2,000 円が支払われたことになっていました。

経営者(叔父、叔母)に看病が終わったら職場復帰することを約束していたので、失業手当の手続もせず、退職金の支払もありませんでした。

当時私は 19 歳で脱退手当金があることさえ知らず、申請書にサインしたこともありません。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、 脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が押印されている 上、社会保険庁の記録によれば、脱退手当金の支給年月日、支給金額を確 認することができるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月から 30 年 12 月まで

昭和 25 年 4 月から 30 年 12 月までA事業所(現在は、B事業所。) に勤務したが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したと ころ、加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する写真及び同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務 していたことを推認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 27 年8月1日であり、申立期間のうち、一部は適用以前の期間である。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として挙げた者のうち、申立人とは別の業務に従事していた同僚については、当該事業所が新規適用事業所となった昭和 27 年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、申立人と同様の業務に従事していた同僚の女性2名は、申立期間後である 31 年8月1日に被保険者資格を取得していることから、当時の当該事業所では厚生年金保険の加入の取扱いについて、従業員ごとに区別していたものと推認される。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、当時の事業主、総務及び給与計算担当者は亡くなっており、証言

を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年4月5日まで 私は、昭和48年5月から59年4月までA社B事業所で勤務したが、 社会保険事務所に当該期間における厚生年金保険の記録を照会したとこ ろ、58年10月1日から退職するまでの標準報酬月額が22万円となっていた。

退職前の時期は勤務時間も長くなり、30万円以上の給与をもらっていたはずであるので、在職中の給与額に基づき標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等 の関連資料は無い。

また、申立人は「退職する前の1年半ぐらいの期間は、病気のため、勤務時間がそれまでの12時間から8時間に減少しており、給与もそれまでは30万円以上もらっていたが、その期間は下がっていたと思う。」と、申立期間の給与額が30万円に満たないことを自認している。

さらに、当該事業所の労働組合が発行している機関誌には、申立期間当時の40代従業員の一般的な給与月額は22万円前後であることが記載されており、申立人の標準報酬月額とほぼ一致する。

加えて、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額はいずれも 22 万円と一致しており、かつ、不自然な

訂正箇所等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から同年12月1日まで

② 昭和28年1月5日から同年11月5日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の期間照会をしたところ、厚生年金保険加入期間の相違は無いものの、この期間について脱退手当金を受給したとのことであるが、受領した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和28年11月5日の前後2年の間に資格喪失した女性6名のうち、受給要件を満たす2名(申立人を含む)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、両名共、資格喪失後1年以内に脱退手当金の支給が決定されており、支給額に計算上の誤りは無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、上記2名については、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」又は「脱退手當金」の押印がある上、両名の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金の給付種類、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給(開始)年月日の記載があって、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人及び申立人がB社に勤務していた当時の同僚等から聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認める ことはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者と して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月2日から20年9月1日まで

② 昭和21年12月12日から24年8月まで

③ 昭和29年9月から32年5月1日まで

申立期間①については、A社の厚生年金保険加入期間で脱退手当金を 受給したとのことであるが、受け取った記憶が無い。

申立期間②については、B社又はC社のD出張所に勤務していたが、 厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間③については、E社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が昭和32年5月1日との回答であった。在職中の給与明細書等は保管していないが、勤務していた当時の記憶があるため、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和 20年9月1日と同時期(同年8月及び9月)に資格喪失し、受給要件を満たす134名(すべて男性)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある者は申立人を含めて5名存在した。

この5名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から支給決定日までの 期間が、いずれも約1年5か月から1年8か月となっており、終戦直後 の混乱期であることや当時の支給までの待期期間(1年)を考慮すると、 申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求がなされた可能性があることは否定できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、上記5名には「脱退手當金」の押印があるが、支給記録の無い129名には「脱退手當金」の押印が無い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、上記5名の保険給付欄には脱退手当金の給付種類、資格期間、支給金額及び支給(開始)年月日の記載があって、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は「B社又はC社」のD出張所に勤務していたと主張するところ、「B社」が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できず、念のため、名称が類似し、申立期間当時に適用事業所となっていたE社F支店及びG社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間について健康保険証の整理番号に欠番は無く、そこに申立人の氏名は見当たらない。なお、申立人は、申立期間当時、H氏がD出張所の所長として勤務していた旨供述しているところ、上記の名称が類似する適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同氏の記録も確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かについては明確な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間③については、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、同社は昭和28年12月1日に適用事業所となり、同日付けで事業主を含む9名が資格を取得しているものの、その後は、申立人の資格取得日である32年5月1日に22名が資格取得するまで新たな資格取得者は存在せず、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。なお、申立人は、申立期間当時、I氏が同社で同僚として勤務していた旨供述しているところ、同社の上記被保険者名簿上、同氏の資格取得日は申立人と同じである。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか 否かについては明確な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたこ とを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険 者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年5月1日まで 社会保険事務所へ厚生年金の加入記録について照会したところ、申立 期間について脱退手当金支給済みとなっている旨の回答をもらった。

脱退手当金について、社会保険事務所へ直接請求したことも受け取ったことも無い。受け取っていたなら、署名か捺印があるはずなのでそれを見せてほしい。

脱退手当金を支給されたとする期間を厚生年金加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険番号払出簿に記載されている申立人とその前後の計 123 名のうち、申立人の資格喪失日である昭和 21 年 5 月の前後 3 年間(昭和 20 年度から 22 年度まで)のうちに資格を喪失し、短期脱退手当金の受給要件(被保険者期間 6 月以上 3 年未満)を満たしている 28 名(申立人を含む)について、その支給記録を確認したところ、申立人を含む 22 名に脱退手当金の支給記録があることが確認された。

上記 22 名の中には、資格喪失日は異なっているが、支給決定日を申立人と同一とする者がほかに5名存在するほか、申立人と支給決定日を異にするものの、やはり同一の支給決定日である者が2組で合計7名存在していて、これらの事実と当時は通算年金制度創設前であったことを併せて考えると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳)には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手當金」の押印があ るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一 連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。